

移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

- 1 三重県移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び三重県内の事業実施市町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合（登録後、申請者が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）、当該登録の取り消しに応じます。
- 3 移住支援金申請の可能性がある者を採用しようとするときは、移住先又は移住予定の市町に速やかに連絡するようその者に説明します。
- 4 三重県移住・就業マッチング支援事業が移住者の移住・定住の促進と県内の中小企業等の労働力不足の解消を目的としていることから、求人は長期継続雇用を念頭においたものとするとともに、雇用後の移住支援金支給の際の就業確認及び1年後の継続就業の確認に協力します。
- 5 以下の点について確認し、同意します。  
マッチングサイトに掲載された求人情報は、国が要請し国のマッチング支援事業に協力する民間求人サイト運営事業者とのデータ連携によって協力民間求人サイト等にも掲載されます。